佐倉市障害福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、エネルギー等の物価高騰の影響を受けている佐倉市内の障害福祉施設等（以下「障害福祉施設等」という。）に対し支援金を交付することにより、障害福祉施設等の負担の軽減を図り、安定的な施設の運営に寄与するため、予算の範囲内で佐倉市障害福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成９年佐倉市規則第３９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）入所系サービス事業所　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）に定めるサービスのうち、短期入所、施設入所支援及び共同生活援助を行う事業所をいう。

（２）通所系サービス事業所　法に定めるサービスのうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に定める障害児通所支援のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所をいう。

（３）地域生活支援事業所　法に定める地域生活支援事業のうち、地域活動支援センターを経営する事業所をいう。

（４）訪問系サービス事業所　法に定めるサービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を行う事業所をいう。

（交付対象者）

第３条　支援金の交付の対象者は、佐倉市内に障害福祉施設等を設置する法人又は団体（以下「法人等」という。）であって、次の要件のいずれにも該当するものとする。

（１）令和８年７月１日（以下「基準日」という。）までに千葉県から障害福祉サービス事業若しくは障害者通所支援事業の指定を受けており、又は千葉県に地域活動支援センターを経営する事業の届出を行っており、申請日時点において当該事業を継続しており、申請日後において休止し、又は廃止する予定がないこと。

（２）障害福祉施設等を運営する法人等の市民税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、交付申請を行う日の属する年度より前の年度において、市税を滞納していないこと。

（支援金の交付額）

第４条　支援金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めると

ころにより、予算の範囲内において交付する。
（１）次号に掲げる経費以外の経費支援　別表第１
（２）訪問又は送迎に係る経費支援　別表第２
（交付の申請等）
第５条　支援金の交付を受けようとする法人等（以下「申請者」という。）が、支援金の交付を受けようとする際に提出しなければならない規則第３条第１項に定める申請書、規則第１３条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書及び規則第１６条第１項に定める請求書は、佐倉市障害福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）とする。
２　申請書に添付する書類は、交付申請に係る宣誓書兼同意書（別記様式第２号）その他の市長が必要と認める書類とする。
３　申請者は、令和９年１月１５日までに支援金の交付の申請等をしなければならない。
（交付決定）
第６条　規則第６条第１項に定める補助金等の交付の決定の通知及び規則第１４条に定める交付すべき額の確定の通知は、佐倉市障害福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定（却下）通知書（別記様式第３号。以下「交付通知書」という。）とする。
２　市長は、前条に規定する申請等があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、交付通知書により、申請者に通知するものとする。
（交付の取消し及び返還）
第７条　市長は、支援金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたと認めたときは、交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
（暴力団の排除）
第８条　法人等の代表者、役員その他の当該法人等に実質的に関与している者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付対象としない。
（１）佐倉市暴力団排除条例（平成２３年佐倉市条例第２６号。以下「排除条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団
（２）排除条例第２条第２号に規定する暴力団員
（３）排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等
（補則）
第９条　本事業の実施に当たり、その他の必要な事項は、市長が別に定める。
附　則（令和８年７月３０日決裁佐障第４０５号）
（施行期日）
１　この要綱は、決裁の日から施行する。
（有効期限）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る支援金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附　則（令和８年９月３０日決裁佐障第６１７号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第１（第４条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>支援金交付額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">入所系
サービス
事業所</td><td>短期入所
施設入所支援</td><td>基準日における利用定員の数に２２，０００円を乗じた額</td></tr>
<tr><td>共同生活援助</td><td>基準日における利用定員の数に１６，０００円を乗じた額</td></tr>
<tr><td colspan="2">通所系サービス事業所</td><td rowspan="2">施設ごとに基準日における利用定員の数に２２，０００円を乗じた額に３分の１を乗じて得た額（当該乗じて得た額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）の合計額</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域生活支援事業所</td></tr>
</table>

備考　同一の施設内において、入所系サービス事業所と通所系サービス事業所が設置されている場合、複数の入所系サービス事業所が設置されている場合又は複数の通所系サービス事業所が設置されている場合は、当該施設内のいずれか一つの事業所のみを支援金の交付対象とする。

別表第２（第４条関係）

区分	支援金交付額
通所系サービス事業所	基準日の属する月における次に掲げる利用定員数の区分に応じて定める額 （１）２９人以下　３万円 （２）３０人以上４９人以下　６万円 （３）５０人以上　９万円
訪問系サービス事業所	基準日の属する月における次に掲げる利用者実績数の区分に応じて定める額 （１）２９人以下　３万円 （２）３０人以上４９人以下　６万円 （３）５０人以上　９万円

備考　通所系サービス事業所は、基準日の属する月の障害福祉サービス等の報酬において、送迎加算が適用されている事業所のみを支援金の交付対象とする。